

令和 7 年度

名瀬クリーンセンター運転管理業務委託（長期継続）

公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

I. 実施要領

II. 参加表明書（様式第 1 号）

III. 誓約書（様式第 2 号）

IV. 業務実績調書（様式第 3 号）

V. 質問書（様式第 4 号）

VI. 見積内訳書（様式第 5 号）

VII. 審査基準書

VIII. 要求水準書

令和 6 年 12 月

大島地区衛生組合

1 業務の概要

- (1) 件 名 令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務委託（長期継続契約）
- (2) 業務場所 奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1 名瀬クリーンセンター地内
- (3) 業務目的 本業務は、名瀬クリーンセンターの運転管理を委託して、民間事業者の有する専門的な施設管理技術を活用することにより、施設の効率的かつ適正な運転管理を実現することを目的とする。
- (4) 業務内容 別紙「令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務委託（長期継続契約）要求水準書」のとおり。
- (5) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
 - ※ 契約の内訳
 - 準備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
 - 業務期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (6) 提案限度額 626,214,000円（業務期間（3年間）合計/消費税込）
 - ※ 準備期間は業務習熟期間とし、支払いの対象としない。

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年・6年度または令和6年・7年度の大島地区衛生組合委託業務に係る入札参加資格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本組合から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 日本国内において、本施設と同等以上の流動床式焼却炉（50t/16h×2炉）を採用している一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績が連続して3年以上あること。
- (8) 次に該当すること。
 - ア 奄美市内に支店・営業所等を有する企業又は本業務契約後、速やかに奄美市内に支店若しくは営業所等を設置できる企業であること。

3 関係書類の交付

- (1) 交付期間 令和6年12月9日(月)から令和7年1月8日(水)まで
- (2) 交付場所 大島地区衛生組合ホームページにて交付するものとする。
ホームページ <http://www.ohsimachikueiseikumiai.com>
新着情報のお知らせ欄より遷移。

※ホームページに公開している書類以外にも閲覧希望の書類がある場合は、
事前に許可を得て本組合にて閲覧すること。(持出不可)

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年12月20日(金)午後5時まで
- (2) 質問方法 別紙「質問書」により、電子メールで提出すること。
(Mail: kanri@ohsimachikueiseikumiai.com)
- (3) 回答方法 令和6年12月25日(水)までに質問者全員へ電子メールの送信及び大島地区衛生組合ホームページでの公開により行う。

5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年1月8日(水)午後3時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便とする。)
- (3) 提出場所 〒894-0002 鹿児島県奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1
大島地区衛生組合
(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

(4) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 事業者概要(様式任意)
 - ※ 事業理念, 創業年月日, 事業内容等(パンフレット等も可)
- エ 財務諸表(様式任意)直近過去3年分
- オ 日本国内において、本施設と同等以上の流動床式焼却炉(50 t/16 h × 2 炉)を採用している一般廃棄物処理施設を連続して3年以上運転管理している実績(様式第3号)
- カ 国税及び地方税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書又は課税がないことの証明書)

6 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年1月15日(水)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メール又は郵送にて行う。

7 提案書の書式等

(1) 提出様式及び部数

ア 様式 A 4 サイズ枚数制限なし

イ 部数 正本1部・副本5部

ウ 副本には提案者名が特定できる名称、記号等を記載しないこと。

(2) 提案内容

ア 管理体制に関する提案

イ 運転管理に関する提案

ウ 地元活用に関する提案

エ 独自の提案

オ 見積金額の評価

(※ 様式第5号「見積内訳書」を必ず添付すること。)

8 提案内容の詳細

各提案内容の詳細は別紙「審査基準書」のとおりとする。

9 提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年1月24日(金)午後3時まで

(2) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便とする。)

(3) 提出場所 〒894-0002 鹿児島県奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1

大島地区衛生組合

(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

(4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書提出期限までにその旨を文書(様式自由)に記載し、持参又は郵送により提出すること。

10 審査方法

審査は、「大島地区衛生組合の適正な管理運営に係る検討委員会」により行う。

(1) 開催日程 令和7年2月上旬

※ 日時・会場については、参加資格確認後、要件を満たしている事業者に対して後日通知する。

(2) 審査内容

ア 内容の説明 30分 質疑応答 15分 入退場準備 5分

イ 審査基準 別紙「審査基準書」のとおり

(3) その他

ア 参加者名を伏せて審査するため、プレゼンテーションの資料には参加者名が特定できる名称、記号等を記載しないこと。また、質疑応答の際にも自己紹介は行わないこと。

イ 出席者は3名までとし、原則、配置予定の統括責任者を同席させるものとする。

ウ 説明は提案書に基づいて行い、プレゼンテーション実施に際して必要なもの（パソコン・接続ケーブル等）は参加者が用意すること。ただし、電源、プロジェクター（接続：HDMI ケーブル）、スクリーンについては本組合で用意する。

11 選考結果の通知

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和7年2月中旬
- (2) 通知方法

審査に参加した事業者に文書で通知するとともに、大島地区衛生組合ホームページにて公表する。

12 契約候補者の決定

審査の結果、契約の相手方として特定した者と契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し、その者と契約できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は契約候補者が契約を辞退したとき。
- (3) 提出書類、提案書等に虚偽の記載があったとき。
- (4) 見積金額が提案限度額を超えたとき。
- (5) 審査委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をしたとき。
- (6) その他の理由により契約が不可能になったとき。

13 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、大島地区衛生組合情報公開条例（平成30年大島地区衛生組合条例第1号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (3) 提出期限後は、提出された提案書等の差替え又は再提出を認めない。（本組合から指示があった場合を除く。）

14 問い合わせ先

〒894-0002 鹿児島県奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1

大島地区衛生組合管理係 担当 福原

TEL 0997-53-2969

FAX 0997-54-4788

Mail kanri@ohsimachikueiseikumiai.com

15 スケジュール（予定）

本プロポーザルによる選定は，以下のスケジュールに従って行う。ただし，業務の都合によりスケジュールを変更する場合は，別途通知するものとする。

項目	日程
公告日及び参加表明書並びに質問の受付開始日	令和6年12月9日（月）
質問の受付期限日	令和6年12月20日（金）
参加表明書の提出期限日	令和7年1月8日（水）
参加資格確認結果の通知期限	令和7年1月15日（水）
提案書の提出期限	令和7年1月24日（金）
審査（プレゼンテーション，質疑応答）開催（予定）日	令和7年2月上旬
選考結果通知（予定）日	令和7年2月中旬

※審査開催日，選考結果通知日に関しては参加資格確認後，要件を満たしている事業者に対して通知。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大島地区衛生組合 管理者 安田 壮平 殿

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名 ⑩

(提 出 者) 担当者所属部署

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

電 子 メ ー ル

参 加 表 明 書

令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務（長期継続契約）に係るプロポーザルについて、下記のとおり関係書類を添えて参加を表明します。

記

[提出書類]

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 事業者概要（様式任意）
- エ 財務諸表（様式任意）直近過去3年分
- オ 日本国内において、本施設と同等以上の流動床式焼却炉（50 t / 16 h × 2 炉）を採用している一般廃棄物処理施設を連続して3年以上運転管理している実績（様式第3号）
- カ 国税及び地方税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書又は課税がないことの証明書）

(様式第2号)

令和 年 月 日

大島地区衛生組合 管理者 安田 壮平 殿

住 所

(提出者) 商号または名称

代 表 者 氏 名 印

誓 約 書

令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務（長期継続契約）に係るプロポーザルの参加表明に際し，参加要件を満たし，提出書類の内容について，事実と相違ないことを誓約します。

あわせて参加表明書等の提出書類について，資格要件を確認するため，大島地区衛生組合が関係機関に対して調査・照会を行う資料として使用することを承諾します。

(様式第3号)

業務実績書

日本国内において、名瀬クリーンセンターと同等以上の流動床式焼却炉（50 t／16 h × 2 炉）を採用している一般廃棄物処理施設の運営管理業務実績が連続して3年以上あるものは下表のとおりです。

	事業主体	施設名	規模	受注業務内容	受注期間	受注年数
1					令和 年 月から 令和 年 月まで	年 月
2					令和 年 月から 令和 年 月まで	年 月
3					令和 年 月から 令和 年 月まで	年 月
4					令和 年 月から 令和 年 月まで	年 月
5					令和 年 月から 令和 年 月まで	年 月

※適宜欄を増やして使用してください。

(様式第4号)

令和 年 月 日

質 問 書

令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務（長期継続契約）について、実施要領に対する質問書を提出します。

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 氏 名 _____
担 当 者 氏 名 _____
担当者所属部署 _____
電 話 番 号 _____
E - M a i l _____

質 問 事 項

※適宜欄を増やして使用してください。

送付先 大島地区衛生組合 管理係

Mail : kanri@ohsimachikueiseikumiai.com

(様式第 5 号)

見積内訳書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの見積りについて、人数、業務別の見積内訳（年度ごと）を明記してください。

年度	人数（人）	見積総額（税込額）
		（内消費税及び地方消費税の額）
R 7		円也 (円也)
R 8		円也 (円也)
R 9		円也 (円也)

(様式第 5 号)

区分	項目	人員 (人)	金額 (円) (R7 年度)	金額 (円) (R8 年度)	金額 (円) (R9 年度)
運転管理業務	運転管理費 (ごみ焼却施設)				
	運転管理費 (粗大ごみ処理施設)				
	運転管理費 (浸出水処理施設・最終処分場)				
保守点検業務	保守点検費				
	分析・測定費				
調達業務	薬品				
	消耗品・備品類費				
	車両・重機				
修繕業務	維持管理費				
	簡易修繕費				
	小規模修繕費				
委託者諸経費					
合計	本体価格				
消費税	税率 10%				
総額	税込価格				

審査基準書

審査項目		審査内容		配点
ア	管理体制に関する提案	①	体制表及び統括責任者，副統括責任者の経歴への評価。	5
		②	緊急時の体制及び対応についての提案。	5
イ	運転管理に関する提案	①	閉鎖まで残り約 10 年を予定している施設に対する運転管理の方針。	20
		②	業務の引継ぎ，契約期間終了後の安定的な稼働に対する協力内容。	10
		③	維持管理コスト及び処理コスト低減のための提案。	20
ウ	地元活用に関する提案	①	地元住民雇用や地元企業の活用についての提案。	15
エ	独自の提案	①	その他，本業務の目的に合致する提案。	5
オ	見積金額の評価	①	評価式： $20 \times (\text{最低見積価格} / \text{当該事業者見積価格})$ ※小数点以下切り捨て	20
合計				100

令和7年度名瀬クリーンセンター
運転管理業務委託
(長期継続契約)

要求水準書

令和6年12月

大島地区衛生組合

目 次

第1章 総 則	17
第1節 計画概要	17
1 目的	17
2 業務名	17
3 契約期間	17
4 業務場所	17
5 業務の範囲	17
第2節 業務概要	17
1 業務の履行	17
2 運転管理	17
3 保守点検	17
4 整備業務	18
第3節 一般事項	18
1 基本方針	18
2 要求水準書記載事項	18
第4節 運転管理業務条件	20
1 処理対象ごみ	20
2 浸出水処理施設の設計条件	22
3 公害防止基準	22
4 提出図書	24
5 設備及び建物の使用管理	24
6 委託者の負担費用	24
7 受託者の負担費用	24
8 業務の引継ぎ	25
9 秘密等の保持	25
10 関係法令の遵守	25
11 雑則	25
第2章 運転管理体制	26
第1節 計画概要	26
1 業務責任者等の選任	26
2 業務責任者等の職務及び資格	26
3 有資格者等の配置	26
第2節 労務管理	27
第3節 教育・訓練等	27
第4節 緊急事態発生時の対応	27

第5節 地域貢献	27
1 地域経済への貢献	27
2 地域社会の活動	27
3 法人住民税対策	28
第6節 災害及び緊急時対応	28
第7節 事故発生時の対応	28
1 事故に対する応急処置	28
2 責任の範囲	28
3 事故防止のための安全教育等	28
4 損害賠償	28
第3章 運転管理業務	29
第1節 本施設概要	29
1 委託する本施設の規模	29
2 ごみ処理量	29
3 本施設の標準稼働時間	29
4 業務の範囲	29
5 本施設の休日	31
6 報告書の提出	31
第4章 保守点検業務	32
第1節 保守点検業務	32
第2節 分析・測定業務	32
第5章 調達業務	33
第1節 調達業務	33
1 薬品類, 燃料, その他の消耗品等の調達管理	33
2 消耗品, 備品類の調達管理	33
3 業務に使用する車両	33

第6章 修繕業務 35

第1節 修繕業務 35

- 1 予防保全の修繕 35
- 2 事後保全の修繕 35
- 3 計画修繕 35
- 4 簡易修繕 35
- 5 小規模修繕 35
- 6 故障・修繕の報告 35

別紙1：委託者と受託者の責任負担

別紙2：名瀬クリーンセンター検査・点検

第1章 総 則

第1節 計画概要

1 目的

「令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務委託 要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)は、大島地区衛生組合(以下「委託者」という。)が設置した、名瀬クリーンセンターにおいて、一般廃棄物を適正に処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、及び最終処分場(以下「本施設」という。)の運転管理等を適正かつ円滑に実施することを目的として、名瀬クリーンセンター運転管理業務委託(以下、「本業務」という。)を実施する民間事業者(以下、「受託者」という。)に対して要求するサービス水準を示すものである。

2 業務名

令和7年度名瀬クリーンセンター運転管理業務委託(長期継続契約)

3 契約期間

運営準備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

運営期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで 3年間

業務期間：契約締結日から令和10年3月31日まで

4 業務場所

奄美市名瀬大字有屋字井野(名瀬クリーンセンター)地内

5 業務の範囲

業務の範囲は、本施設の運転管理業務、保守点検業務、分析・測定業務、調達業務及び修繕業務からなる。これは、本施設の運転管理操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、埋立、修繕及びこれらに付随する一切の業務を行うものとする。

第2節 業務概要

1 業務の履行

受託者は、当該業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、本施設の運転管理を円滑に行うとともに、本施設の機能を十分発揮できるよう契約書、要求水準書及びその他の関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

2 運転管理

(1) 本施設の運転管理は、施設の機能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転管理を行うこと。

(2) 本施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令を遵守すること。

3 保守点検

(1) 受託者は、常に設備の保守点検に注意を払い、保守点検作業は、要求水準書に基づいて、実施すること。

(2) 予備の機材、部品等の整理及び整頓に心掛け、適正に保管及び管理を行うこと。

4 整備業務

- (1) 受託者は、保守点検作業時に不良箇所や故障発生箇所を発見した場合は、委託者の承諾を得たのちに備付工具及び補修原材料等を用いて、当該箇所を修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を委託者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 業務の履行上、受託者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理すること。

第3節 一般事項

1 基本方針

事業者は、本施設の運転・維持管理にあたって、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 本施設の基本性能を発揮させ、処理対象物を安定的・衛生的、かつ、経済的に処理すること。
- (2) 公害防止基準等を遵守し、周辺環境の保全に寄与すること。
- (3) 本施設は、供用開始後 30 年以上の稼働を計画していることから、これに配慮した運転・維持管理を行うこと。

2 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本業務における基本的部分について定めたものであり、要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を運転・維持管理するために必要と思われるものについては、委託者の確認を得てすべて受託者の責任及び負担にて実施しなければならない。ただし、本業務に係る法令、制度、許認可等が変更されたことにより、施設、設備の改造等を要するなど、委託者の責任及び負担にて実施する場合には、この限りではない。

(2) 参考図書の取扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受託者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運転・維持管理するために当然必要と思われるものについては、すべて受託者の責任及び負担において補足・完備しなければならない。

(3) 関係法令等の遵守

受託者は事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。表 1 に関係法令等の例を示す。

表1 関係法令等（参考）

● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 ● 建設業法 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壤汚染対策法 ● 都市計画法 ● 河川法 ● 道路法 ● 道路構造令 ● 農地法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 水道法	● 労働安全衛生法 ● 景観法 ● クレーン構造規格 ● 日本産業規格(JIS) ● 電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会標準規格(JEM) ● 日本電線工業会標準規格(JCS) ● 日本照明器具工業会規格(JIL) ● 日本油圧工業会規格(JOHS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 国土交通省建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 ● 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編） ● 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他一般廃棄物処理施設編） ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシンばく露防止対策要綱 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ● 光害対策ガイドライン ● 事故由来放射性廃棄物により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン ● その他諸法令、規格等
---	--

(4) 生活環境影響調査書の遵守

受託者は、業務期間中、「廃棄物処理センター建設に係る生活環境影響調査書」を遵守すること。また、受託者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、委託者と協議のうえ対策を講じること。

(5) 委託者及び官公庁等の指導等

受託者は事業期間中、委託者及び官公庁等の指導等に従うこと。

なお、法改正等に伴い、本施設の改造等が必要な場合、その費用は委託者が負担する。

(6) 官公庁等申請への協力

受託者は、委託者が行う運転・維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、委託者の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。

なお、運転・維持管理に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

(7) 委託者及び所轄官庁への報告

本施設の運転・維持管理に関して、委託者及び官公庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。

なお、官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については委託者の指示に基づき対応すること。

(8) 委託者の検査

委託者が受託者の運転や設備の点検等を含む運転・維持管理全般に対する立ち入り検査等を行う時、受託者は、その検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

(9) 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本施設の各設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、各施設の設計を最終的に取りまとめた図書を表す。

(10) 保険への加入

受託者は、業務期間中、労働災害保険及び第三者損害賠償保険等の施設運営上必要な保険に加入するものとする。

第4節 運転管理業務条件

1 処理対象ごみ

本業務のごみ焼却施設の処理対象ごみは、構成市町村内から排出される可燃性（大型ごみを含む。）の収集ごみ、住民及び事業者が搬入する直接搬入ごみ、及び台風水害等により発生する家屋等の古木材・家具等の災害廃棄物とする。

(1) 本施設への実績ごみ搬入量

本施設へ搬入された処理対象物の搬入量の実績は、次のとおりである。

表 2 実績ごみ搬入量

				R3年度	R4年度	R5年度	合計	平均
ごみ施設焼却	焼却量	可燃ごみ	t/年	21,928.6	22,454.7	21,143.9	65,527.2	21,842.4
		汚泥	t/年	460.8	912.4	910.1	2,283.3	761.1
粗大ごみ処理施設	搬入量	粗大ごみ	t/年	2569.1	2639.9	2694.9	7,903.90	2,634.63
	搬出量	不燃物	t/年	638.1	601.5	565.9	1,805.5	601.8
		鉄成型品	t/年	323.3	331.1	310.4	964.8	321.6
		アルミ成型品	t/年	129.2	131.5	131.9	392.6	130.9
浸出水処理施設	流入量	浸出水	m3/年	35,140.7	35,749.4	3,779.0	74,669.1	24,889.7
	薬品使用量	磷酸	L/年	0	0	0	0	0
最終処分場	搬入量	固化灰	t/年	1,518.6	1,622.0	1,482.7	4,623.3	1,541.1
		焼却不燃物	t/年	771.2	775.2	738.2	2,284.6	761.5
		破碎不燃物	t/年	638.1	601.5	565.9	1,805.5	601.8
		その他	t/年	367.0	852.7	922.2	2,141.9	714.0

(2) 計画ごみ質

本業務の処理対象ごみの計画ごみ質は、次のとおりである。

表 3 計画ごみ質 (1/2)

項 目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量 (kcal/kg)		700	1,400	2,100
単位容積重量 (kg/m ³)		230	180	150
三成分 (%)	水 分	70.0	56.3	46.0
	灰 分	5.8	9.5	11.2
	可燃分	24.2	34.2	42.8

表 4 計画ごみ質 (2/2)

項 目		C	H	N	O	S	Cl
元素組成 (%) (可燃分ベース)	低質ごみ	51.4	7.2	38.3	2.2	0.2	0.7
	基準ごみ	54.7	8.0	34.1	1.9	0.2	1.2
	高質ごみ	56.0	8.3	32.5	1.8	0.2	1.2

(3) 処理条件

燃焼室出口温度は、850℃以上 950℃以下とする。
 上記燃焼温度でのガス滞留時間は、2 秒以上とする。
 集じん器の入口排ガス温度は、200℃以下とする。

2 浸出水処理施設の設計条件

本業務の浸出水処理施設の設計条件を示す。

(1) 浸出水量

浸出水処理施設の浸出水量は、次のとおりである。

日平均浸出水量	1 1 5 m ³ /日
日最大浸出水量	5 7 7 m ³ /日

(2) 浸出水水質

浸出水処理施設の浸出水質は、次のとおりである。

表 5 計画水質

項 目	原水水質	処理水水質
pH	6～10	5.8～8.6
BOD (mg/L)	200	30
COD (mg/L)	100	30
SS (mg/L)	250	30
T-N (mg/L)	100	30

3 公害防止基準

本施設の公害防止基準は、次のとおりである。

(1) 排ガス

表 6 排ガス基準値

項 目	基準値 (乾きガス、O ₂ 12%換算)
ばいじん	0.05g/m ³ N 以下
硫黄酸化物 (SO _x)	80ppm 以下
窒素酸化物 (NO _x)	250ppm 以下
塩化水素 (HCl)	300ppm 以下
一酸化炭素 (CO)	100ppm 以下(4 時間平均)
水銀	50 μg/m ³ N 以下
ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N

(2) 排水

プラント系排水は、排水処理設備で処理した後、炉床に噴霧して処理する。
生活系排水は、浸出水処理施設で処理する。

(3) 騒音

定格負荷時、敷地境界線において次の基準値以下とする。

表 7 騒音基準値

項 目	基準値
朝 (午前 6 時から午前 8 時まで)	50dB 以下
昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	55dB 以下
夕 (午後 6 時から午後 9 時まで)	50dB 以下
夜間 (午後 9 時から翌日午前 6 時まで)	45dB 以下

(4) 振動

定格負荷時、敷地境界線において次の基準値以下とする。

表 8 振動基準値

項 目	基準値
朝 (午前 8 時から午後 7 時まで)	60dB 以下
夜間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)	55dB 以下

(5) 悪臭

敷地境界線の地表における悪臭物質は、次のとおりとする。

表 9 悪臭基準値

項 目	基準値
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

(6) 焼却灰

ダイオキシン類 3ng-TEQ/g 以下

(7) 飛灰

ダイオキシン類 3ng-TEQ/g 以下

(8) 作業環境

ダイオキシン類 2.5pg-TEQ/m³以下 (第1管理区分)

4 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後速やかに、次の書類を委託者に提出しなければならない。

- ア 業務着手届
- イ 総括責任者届
- ウ 業務従事者名簿
- エ 資格取得者名簿
- オ 職務分担組織表
- カ 労働衛生管理組織図
- キ 基本組織図
- ク 緊急連絡体制図
- ケ その他必要な書類

5 設備及び建物の使用管理

- (1) 受託者は、使用管理する委託者所有の設備及び建物を常に清潔にし、保持するとともに、委託者の指示に従い、善良な使用管理にあたるものとする。
- (2) 委託者は、対象施設の運転管理業務に必要な設備（中央操作室、作業員控室、仮眠室、浴室等）、重機類、備品（机、椅子、ロッカー等）、用具類、工具類及び機器等を受託者に無償貸与する。
- (3) 受託者は、貸与された設備等を受託者以外のものに転貸し、若しくは運転管理業務以外に使用してはならない。
- (4) 貸与物件が、受託者の管理不備により損傷した場合は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、貸与された用具類、工具類、及び機器等を紛失又は破損した場合は、責任をもって委託者に連絡のうえ補充しなければならない。

6 委託者の負担費用

- (1) 火災保険、機械保険、盗難保険、施設所有者賠償責任保険
- (2) 光熱水費（電気、水道、ガス、灯油）
- (3) 鉄、アルミ、及び有害物の搬出
- (4) 施設内で使用する車両、重機に使用する燃料

7 受託者の負担費用

- (1) 薬品類、セメント、油脂類、流動砂、修理工具
- (2) 専門職を要する点検、交換作業、法定点検、定期点検
- (3) 受託業務従事者の人件費等（給料、諸手当、賞与、福利厚生費等）
- (4) 受託業務従事者に支給する物品（作業服、作業靴、安全防具、手袋等）
- (5) 安全用品、衛生用品等

- (6) 受託者が使用する電話、電話料及び郵便等の通信運搬費用
- (7) 文房具
- (8) 受託者が自己の業務に使用する消耗品、燃料、貸借料等
- (9) 受託者が使用する車両・重機等に係る諸費用
- (10) 受託者が本業務履行のために必要な消耗品（プリントペーパー、本施設の照明灯類、トイレトペーパー、清掃用具等の生活用品等）
- (11) 酸欠器具及び測定機
- (12) 受託者側の労働災害保険、社会保険、受託者賠償責任保険等の保険料

8 業務の引継ぎ

受託者は、委託者が指定する時期に現受託者から業務の引継ぎを受け、委託業務の遂行に支障をきたすことがないようにしなければならない。また、業務の引継ぎは、引継書並びに現地指導を現業務受託者から受けるものとする。なお、引継ぎの内容については、委託者に報告、承認を得ることとし、引継に掛かる費用については、受託者が負担するものとする。

受託者が新旧同一業者である場合はこの限りではないが、引き続き円滑な運営に努めること。

9 秘密等の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

10 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、消防法及び関係法令等を遵守すること。

尚、受託業務従事者に対するこれらの法規遵守の指導は、受託者の負担と責任において行うものとする。

11 雑則

- (1) この業務に関する契約は、大島地区衛生組合長期継続契約とする契約を定める条例（令和6年大島地区衛生組合条例第1号）の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 前項の場合、委託者は当該会計年度の予算確定後、直ちに受託者に対して契約変更又は解除の旨を通知しなければならない。
- (3) この要求水準書は、業務の基本的内容について定めるものであり、この要求水準書に明記されていない事項であっても、業務上当然必要なものについては、受託者の責任において実施し正常な管理運営に努めるものとする。
- (4) この要求水準書に定める事項で疑義が生じた場合、又はこの要求水準書に定めていない事項で必要がある場合は、委託者と受託者の双方で別途協議して解決を図ることとする。

第2章 運転管理体制

第1節 計画概要

1 業務責任者等の選任

- (1) 受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、総括責任者、副責任者及び運転・保全の班長（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。
- (2) 前記により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任しなければならない。

2 業務責任者等の職務及び資格

責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者は、本施設に常駐し、委託者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 総括責任者は、本施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、委託者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 副責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。
- (5) 総括責任者及び副責任者は、流動床式焼却施設、ごみ破碎処理施設かつ排水処理施設若しくは同等な施設の運転実務経験を有し、その上、管理監督者としての経験を有する者又はそれと同等以上の知識、経験を有する者であること。
- (6) 各班長は、流動床式焼却施設、ごみ破碎処理施設、又は、排水処理施設若しくは同等な施設の運転実務経験及び同等施設の保全実務経験を有する者であること。

3 有資格者等の配置

- (1) 受託者は、次の資格を有する者を必要数配置するものとする。但し、複合資格者を認めるものとする。
 - ア 廃棄物処理施設技術管理者講習修了者
 - イ 酸素欠乏危険作業主任者（第2種）
 - ウ 第4類危険物取扱者
 - エ クレーン・デリック特別教育修了者又は同等以上の者
 - オ 排水処理設備の運転知識を有する者
 - カ 電気、計装、機械の知識経験者を有する者
 - キ アーク溶接特別講習修了者
 - ク ガス溶接技能講習修了者
 - ケ フォークリフト運転技能講習修了者
 - コ 車両系建設機械技能講習修了者
 - サ その他関係法令等で必要な資格者（技能講習を受けた者）

- (2) 受託者は、委託業務従事者のうちから班長等を定めるとともに、人員を目的に応じて次のとおり配置する。

ア 班長

現場設備の運転操作及び保守点検を適正に行うとともに、整備員等の指導をする。

イ 整備員（運転監視員）

(ア) 現場設備の運転操作、整備及び保守点検をする。

(イ) 受入設備（ホイールローダー、切断機など）の運転操作及び保守点検を適正に行うとともに、有価物・不適物回収等の前処理業務をスムーズに行う。

(ウ) プレス製品、不燃物、固化灰等の搬出及び最終処分場での埋立を行なう。

第2節 労務管理

受託者は、当該業務を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- (2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく業務従事者を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

第3節 教育・訓練等

- (1) 受託者は、本施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。
- (2) 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

第4節 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。
- (2) 受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、委託者に通報すること。
- (3) 受託者は、緊急事態発生時の対応措置について、委託者に書面で速やかに報告すること。

第5節 地域貢献

1 地域経済への貢献

受託者は、本業務の実施にあたり、優先的に奄美市、龍郷町、大和村、宇検村及び瀬戸内町に在住者を雇用し、用役や補修工事を地元企業へ優先的に発注するなど、地域経済への貢献に配慮すること。

2 地域社会の活動

受託者は、地元の清掃活動への参加等、地域社会の活動に協力すること。

3 法人住民税対策

受託者は、委託者の許可のもとに、名瀬クリーンセンター内に常駐所を設置するとともに、市町村民税等の投下があるように努力しなければならない。

第6節 災害及び緊急時対応

災害や事故、機器故障の発生など緊急時における一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、危機管理マニュアルに基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応などを行うこと。

定期的に非常時対応訓練を委託者と連携して実施するとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。

第7節 事故発生時の対応

1 事故に対する応急処置

- (1) 受託者は、作業の実施に際し事故が発生または発生する恐れがあるときは、応急処置を施し、その状況を速やかに委託者に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 台風、地震などの緊急事故の発生に備えて勤務時間外の非常呼出し等に応じられる体制を整えること。

2 責任の範囲

- (1) 受託者は、委託業務の公共的使命の重大性を鑑み、従業員の労務管理に万全を期するとともに、これらの関係法令等を遵守すること。また、現場作業場の秩序を保ち、本施設等の火災盗難等の防止に努めるものとする。
- (2) 受託者は、故障の発生を防止するため、十分な監視と点検整備を行わなければならない。尚、これを怠ったことに起因して生じた機械設備の故障の修理は受託者が負担する。
- (3) 天災等により発生した機械装置等の故障の修理は委託者が負担する。

3 事故防止のための安全教育等

受託者は、事故防止の万全を期するため、従業員の安全教育及び現場の安全に努めなければならない。

4 損害賠償

法律責任において、受託者の責任が明確である場合には、受託者は法律上の賠償責任に基づいて、その費用を負担するものとする。(但し、委託者が運転管理を行う部分については除く。)

第3章 運転管理業務

第1節 本施設概要

1 委託する本施設の規模

(1) ごみ焼却施設

- ア ごみ焼却能力 : 50 t / 16 H × 2 系列 (計 100 t / 日)
- イ 焼却方式 : 流動床式焼却炉

(2) 粗大ごみ処理施設

- ア ごみ処理能力 : 20 t / 5 H × 1 系列 (計 20 t / 日)
- イ 破碎機 : 回転式破碎機

(3) 浸出水处理施設

- ア 汚水処理能力 : 115 m³ / 日
- イ 処理方式 : 接触ばっき処理方式

2 ごみ処理量

- (1) ごみ焼却処理施設 : 概ね 69 t / 日
- (2) 粗大ごみ処理施設 : 概ね 15 t / 日 (不燃ごみの処理を含む)

3 本施設の標準稼動時間

- (1) ごみ焼却施設 : 16 時間 / 日 (定期整備時は, 24 時間 / 日)
但し, 補修, 点検等による運転休止またはごみ量の増減により変更する場合がある。
- (2) 粗大ごみ処理施設 : 5 時間 / 日
- (3) 浸出水处理施設 : 24 時間 / 日 (24 時間自動連続運転)

4 業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 全般管理・事務業務

- ア 受託者の管理 (人事, 作業)
- イ 委託者との業務打合せ, 報告
- ウ 日誌, 日報, 月報, 年報, 及び運転記録の整理等の作業
- エ 事務室内の整理, 整頓等の簡易な作業
- オ 受託者が使用する建物 (事務室, 休憩室, 浴室, 廊下及び便所等) の清掃, 屋外清掃等の作業

(2) ごみ焼却処理業務

- ア プラットホーム監視
- イ クレーン運転
- ウ 中央制御室操作
- エ 計器・機器類の監視, 点検及び保守管理
- オ 資材 (砂, セメント及び燃料等), 薬品の使用及び保守管理
- カ ごみ焼却設備からの灰だし, 及び運搬作業

- キ 最終処分場の焼却灰等の運搬，及び投入作業
- ク 洗車場及び工場棟内（ごみ焼却施設）の清掃及び保全
- ケ 定期整備等長期的に設備を停止する必要が発生する場合は適正に処理ができるよう24時間運転等を行い，外部委託を行う必要の無いように運転計画を作成すること。

（3）粗大ごみ処理業務

- ア プラットホームでの不燃物点検整理，及び重機類によるごみの整理，運搬
- イ 剪断式破砕機，回転式破砕機の運転
- ウ 粗大ごみ・不燃ごみの破砕分解作業
- エ 危険物の選別
- オ ホッパー投入作業及び処理物の搬出・運搬作業
- カ 計器・機器類の監視，点検及び保守管理
- キ プレス後の取出，及び引取業者への搬出依頼
- ク 資源ごみ（自転車・銅線類・粗スチール・アルミラジエーター・段ボール等）の分別，置き場の点検管理清掃及び搬出依頼
- ケ スtockヤード分別，集積
- コ 工場棟（粗大ごみ処理施設），ストックヤード内の清掃等保全
- サ 解体作業
 - ①電化製品等からの充電池の取り外し
 - ②健康器具，除湿器，農具，工具など処理設備（剪断式破砕機，回転式破砕機）に直接投入できないごみの解体及び危険物の除去等
 - ③スプリングマットレス等のスプリング除去
 - ④その他，委託者が受入れた処理困難物の解体

（4）浸出水処理業務

- ア 浸出水処理施設の運転
- イ 計器・機器類の監視，点検，保守管理
- ウ 薬品の使用，保守管理
- エ 水質の点検，監視
- オ 浸出水調整池監視，施設点検
- カ 浸出水ポンプ，配管の点検，監視
- キ 取水池の点検，監視
- ク 水質の調査，データ分析処理
- ケ 水質の定期測定作業補助
- コ 浸出水処理棟の清掃等保全

（5）埋立業務

- ア 最終処分場の焼却灰等処理物の埋立作業

（6）第3日曜日清掃活動等のごみ投入監視業務

（7）年末特別受入期間のごみ受入補助業務

(8) その他業務

ア 衛生業務

本施設に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて修繕、清掃等を実施すること。環境を守る施設として、特に衛生管理に注意して業務を実施すること。

イ 環境整備業務

環境を守る施設として相応しい衛生や美観を保ち、業務に使用する建物内は日常的な清掃及び整理整頓により業務環境を清潔に保持するとともに、外構施設等を良好に保つこと。

運転管理上必要な作業動線については安全に移動できるよう適切に草刈り・剪定を行うこと。

ウ 見学者対応業務

委託者が行う本施設の見学者対応の補助として、各施設の説明の補助や、本施設内の誘導を行うこと。

エ 安全衛生業務

受託者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。受託者の従業者に対する定期及び臨時の健康診断は、受託者の費用において実施すること。

また、災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。

オ マニュアル整備業務

運転管理マニュアルのほか、保守点検、環境整備、保安全管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務のマニュアルは、委託者と協議を重ねたうえで策定し、見直しと改善、整備を行うこと。

5 本施設の休日

原則として次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始休業日（12月31日～翌年1月3日）

但し、委託者が特に必要と認めたときは、休日を変更し、又は休日でも業務を行わせることができる。

6 報告書の提出

(1) 受託者は、委託者が定めた日報、月報、勤務表、点検整備報告書、及び年報など業務経過の確認上、必要な書類を速やかに、且つ定められた期日までに提出しなければならない。

(2) 総括責任者が職場を離れるときは、あらかじめ委託者に書類にて報告しなければならない。

第4章 保守点検業務

第1節 保守点検業務

- (1) 受託者は、事故を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を増すため次の事項について、点検調整を行わなければならない。
 - (ア) 機器の点検調整は、常に正常に稼動するための給油、消耗品の交換、清掃等を行い、運転機能を完全に発揮できるように務めなければならない。
 - (イ) 整備機器及び機材は、常に整理整頓し清潔に保つとともに、消耗品等の予備品を管理しなければならない。
 - (ウ) 機器の点検調整は、取扱説明書により実施しなければならない。
 - (エ) 但し、設備メーカーの専門技術員を要する点検整備は除く。
 - (オ) 月間整備（補修）計画の作成・提出
- (2) 受託者は、点検調整等で発見した不良箇所、破損箇所は、備え付け工具、支給材料等を用いて可能な限り修繕、小規模補修を行い委託者に報告しなければならない。但し、緊急事態が発生した場合には、委託者に報告し指示を受ける。
- (3) 受託者は、各機器の構造機能に応じて次のような段階的な点検整備を委託者と協議のうえ実施するものとし、法定点検は「別紙2：表1 法定検査・点検一覧（参考）」の頻度を最低限として実施要領書を作成すること。点検結果を記載した点検結果報告書を作成し、委託者へ提出すること。
 - (ア) 法定点検（クレーン、電気工作物、消防設備、地下タンク、浄化槽等）ただし、計量器は除く
 - (イ) 毎日点検
 - (ウ) 毎月点検
 - (エ) その他委託者の指示した点検
- (4) 受託者は、常に設備の点検に注意を払うとともに、設備の機器及び機材について整理整頓をし、清潔に保たなければならない。

第2節 分析・測定業務

- (1) 受託者は、本業務期間中、「第1章第4節3. 公害防止基準」の遵守状況を確認するために、次に示した測定項目と「別紙2：表1 法定検査・点検一覧（参考）」の頻度を最低限として、必要と考える測定項目・方法・頻度・時期等を定めた分析計画を作成し、委託者へ報告し承諾を得ること。
 - (ア) ごみ質
 - (イ) 排ガス (ばい煙、有害物質、ダイオキシン類、水銀)
 - (ウ) 焼却灰 (熱灼減量、ダイオキシン類)
 - (エ) 飛灰処理物 (ダイオキシン類、原灰含有試験、固化灰溶出試験)
 - (オ) 作業環境 (ダイオキシン類)
- (2) 委託者が実施する本施設への分析業務の試料採取の作業補助

第5章 調達業務

第1節 調達業務

1 薬品類，燃料，その他の消耗品等の調達管理

本施設の運転管理を行うために必要となる薬品類，燃料及び運転を良好に行うために必要なその他全ての消耗品等の調達，受入対応，数量，品質，使用量及び在庫量などの管理を行い，費用についても受託者の負担により実施すること。

なお，次の商品を受け入れる際は，その商品の使用効果を判断するための分析を行い，その結果を委託者に報告するものとする。分析方法と分析サイクルについては，予め委託者と協議のうえ承認を得るものとする。

- ① 飛灰用重金属固定剤
- ② 冷却水処理剤

2 消耗品，備品類の調達管理

本施設の保安全管理を行うために必要となる安全衛生器具，保守点検・整備業務に用いる潤滑油類，塗料，汎用の修繕材料，事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品及び消耗品について，調達から管理までを行うこと。なお，費用についても受託者の負担により実施することとし，総額は3年間で30,000千円の範囲で行うこととする。消耗品，備品類の調達に要する費用，報告方法等については，委託者と受託者で協議し，決定することとする。総額が30,000千円を超える場合は，別途協議することとする。

ただし，委託者が保有する消耗品や計測機器等で受託者へ無償・有償譲渡，無償・有償貸与できるものについて，授受の要否・方法等を協議により決定する。

なお，本業務で購入する物品は単価500千円より低いものを想定している。単価500千円以上の物品は委託者へ依頼すること。委託者は計画性，緊急性を考慮して対応を検討する。単価10千円を超えるものについては契約後3年間の調達計画を作成し提出すること。毎年10月に調達計画の見直しを行い委託者へ提出すること。

3 業務に使用する車両

受託者は，本業務委託の履行上必要な車両を確保して業務を履行すること。なお，業務に使用する車両については以下について留意すること。

(1) 委託者保有車両の使用

委託者が保有する車両を委託者の許可を得て，無償で利用できるものとする。使用できる車両は委託者と協議のうえ決定することとする。この場合，本業務委託を履行するにあたり発生した事故を原因とする車両及び第三者に与えた損害についての経費の負担は，委託者が加入する損害保険の対象範囲内は委託者が負担し，損害保険の対象範囲を超えるものについては受託者が負担する。また，これ以外の損害については委託者と受託者協議のうえ処理するものとする。ただし，本業務委託以外での使用を禁止するとともに第三者に使用させてはならない。

無償での貸与期間は現在のリース契約期間とし，リース契約終了後も車両の使用が必要な場合は受託者が調達し用意すること。

(2) 受託者が調達する車両

受託者が車両を調達することは妨げないが、当該車両に係る一切の費用は受託者が負担することとする。なお、駐車は本施設内の委託者が指定する場所へ駐車するものとし、場所は無償で利用できるものとする。

受託者が本施設内で使用する車両、重機については来場者が認知ことができるよう「名瀬クリーンセンター」と施設の名称等を明示すること。明示方法については協議により決定する。

第6章 修繕業務

第1節 修繕業務

1 予防保全の修繕

受託者は、運転管理における本施設の巡回・点検結果及び保守管理における点検結果等から故障発生前に修繕等を行う予防保全の修繕に努めなければならない。

2 事後保全の修繕

受託者は、機器の故障等が発生したときには速やかに必要な応急措置を行い、委託者に報告するものとする。機器の故障等が緊急を要する場合は、委託者と受託者が協力してその対応にあたりるとともに、受託者は速やかな修繕対応ができる準備をしておかなければならない。

3 計画修繕

受託者は、委託者が委託期間に別途発注する定期修繕業務等の修繕が行えるよう運転計画について協議し、一定の設備停止期間が確保出来るよう協力するものとする。

4 簡易修繕

受託者は、業務従事者による部品の交換などの自己施工可能な簡易な修繕(以下「簡易修繕」という。)を本業務の範囲で行うこととする。

受託者は、業務従事者の教育・訓練等を行い、簡易修繕の範囲を広げる努力をすること。

5 小規模修繕

受託者は、簡易修繕にとどまらない修繕が必要な場合、修繕費総額は3年間で18,000千円の修繕(以下「小規模修繕」)を本業務の範囲で行うこととする。小規模修繕に要する費用、修繕方法等については、委託者と受託者で協議し、決定することとする。小規模修繕に要する費用が総額18,000千円を超える場合は、別途協議することとする。

ただし、委託者が保有する修繕部品や計測機器等で受託者へ無償・有償譲渡、無償・有償貸与できるものについて、授受の要否・方法等を協議により決定する。

なお、本業務で購入する小規模修繕とは単価500千円より低いものを想定している。単価10千円を超えるものについては契約後3年間の修繕計画を作成し提出すること。毎年10月に修繕計画の見直しを行い委託者へ提出すること。修繕計画については小規模修繕計画だけでなく、委託者が発注を行う計画修繕の内容についても提案を行い作成すること。

6 故障・修繕の報告

受託者は、本施設に故障・修繕等が発生した場合は、当該事項について原因説明を行い、報告書を委託者に提出することとする。小規模修繕に要する費用、修繕方法等については、委託者と受託者で協議し、決定することとする。

別紙 1 : 委託者と受託者の責任負担

1. 基本負担

この契約において、委託者受託者が負うべき基本的な責任負担は表 1 を適用する。

表 1 基本負担 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
廃棄物処理法上の 処理責任	搬入廃棄物の処理に関するもの	○	
	焼却灰，飛灰処理物，処理不適物の処分に関するもの	○	
	受託者の事業から発生する廃棄物の処分		○
廃棄物処理法上の 管理責任	一般廃棄物の収集・運搬に関するもの	○	
	焼却灰，飛灰処理物等の運搬・処分に関するもの	○	
大気汚染防止法， ダイオキシン類特 別措置法等の法律 上の管理責任	排出ガス，焼却灰，処理飛灰，臭気の排出基準等の規制に関するもの	○	
その他法令上の責 任	受託者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法等，消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	受託者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可の遅延	受託者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償	受託者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	受託者の責めによるもの（施設見学補助含む）		○
	上記以外のもの（廃棄物処理事業の実施における住民反対運動，住人訴訟等）	○	
事故の発生	受託者の責めによる労災事故，設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
環境保全	受託者の責めによる環境への影響		○
	上記以外の大気汚染，公共用水域の汚染等による環境への影響	○	
	委託者の責めによるもの（安全対策違反等）	○	
	受託者の責めによるもの（法令違反，破綻，放棄等）		○

表 1 基本負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
不可抗力	地震，台風，落雷等の自然災害による契約の中止・変更，施設損壊	○	
施設の保安	受託者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
施設受入基準の確保	住民への施設受入基準の徹底	○	
	収集運搬業者（委託・許可）への施設受入基準の徹底	○	
計画修繕費の増大	受託者の責めに帰する事由による修繕費の増大		○
	上記以外の計画修繕の費用の増大	○	
調達費用の増大	計画ごみ搬入量及びごみ質範囲内の調達費の増大		○
	計画ごみ搬入量及びごみ質範囲外の調達費の増大	○	
	電力単価，契約電力変更による調達費の増大	○	
	物価変動以外による調達費の増大		○
	委託者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	性能未達など，受託者の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	
緊急事態に係る費用の増大	性能未達など，受託者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	受託者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
	上記以外の緊急対応費の増大	○	
ごみ処理が不可能な場合の対応	ごみ処理の責任	○	
	ごみ処理の受託者の責任によるもの		○
	ごみ処理先（委託先）の確保	○	

2. 性能・機能に関する負担

この契約において、委託者受託者が負うべき性能・機能に関する負担は表2を適用する。

表2 性能・機能に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
性能・機能	搬入ごみの量及びごみ質の確保	○	
	排ガス，焼却灰，飛灰処理物の排出基準の確保		○
	計画ごみ量及びごみ質におけるごみの処理確保		○
揚水ポンプの設備機能	川の底さらい，流木，枯れ葉等の除去清掃作業		○
	揚水ポンプ・配管以外の設備機能の確保		○
	揚水ポンプ・配管	○	
管理・調達の責任	受託者がこの契約で調達する物品の確保，納入遅延等		○
	上記以外のもの	○	

3. 経費に関する負担

この契約において、委託者受託者が負うべき経費の負担は表3を適用する。

表3 経費に関する負担 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
運転操作	本件施設の運転・操作に関する人件費		○
	本件施設の運転・操作に関する消耗品類の管理・調達費		○
巡回点検	本件施設の巡回点検に関する人件費		○
	本件施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
分析・測定	本件施設で行うごみ質、焼却灰（熱灼減量）の分析		○
	本件施設で行う排ガス（ばい煙、有害物質、ダイオキシン類、水銀）の分析		○
	本件施設で行う焼却灰の熱灼減量、ダイオキシン類分析		○
	本件施設で行う飛灰のダイオキシン類、原灰含有試験、固化灰溶出試験		○
	本件施設で行う作業環境（ダイオキシン類）の測定		○
	上記以外で委託者が必要とする分析・測定	○	
	本件施設に設置の分析装置の維持管理		○
	本件施設に設置の分析装置の維持管理に必要な試薬、校正ガス、その他消耗品類の管理・調達		○
保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○
	本件施設の保守点検に関する車両費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
	本件施設の法定点検に関する人件費		○
	本件施設の法定点検に関する車両費、検査費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
廃棄物管理	焼却灰、飛灰処理物、処理不適物の積替え・搬出費		○
	焼却灰、飛灰処理物、処理不適物の運搬・処分に関する事務管理費	○	
	受託者の事業活動に伴い発生する廃棄物の処理		○
修繕	本件施設の設備・機器の定期修繕業務及び大規模な補修・修繕に関する費用	○	
	本件施設の建築設備の補修・修繕に関する費用	○	
	本件施設の自己施工可能な簡易な修繕に関する費用		○
	本件施設の簡易修繕にとどまらないが、少額で処理可能な小規模修繕に関する費用		○
	受託者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○

表3 経費に関する負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
管理・調達	本件施設の薬品, 管理・調達費用, 燃料の管理		○
	本件施設の燃料の調達費用	○	
	委託者の使用する通信費	○	
	受託者の使用する通信費		○
衛生管理	本件施設の生活用水槽の点検・清掃に関する人件費		○
	本件施設の生活用水槽の点検・清掃に関する機材, 資材及び消耗品の管理・調達費		○
保安管理	本件施設の施設稼働日(昼間)における保安管理に関する人件費		○
	上記以外の本件施設の保安管理に関する機械警備費, 消耗品等の管理・調達費用	○	
施設運営	事務機器, 事務用品, 福利厚生費等, 委託者が運営上必要とする事務及び運営費用	○	
	事務機器, 事務用品, 福利厚生費等, 受託者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
モニタリング	モニタリングに関する費用	○	
機能確認	運営開始時の既存施設の機能確認に係る費用	○	○
	焼却施設の機能検査に係る費用		○
	契約終了時の機能確認に係る費用	○	○
契約終了時の教育・研修	受託者の責めに帰する事由による契約終了時の教育・研修費用		○
	上記以外による契約終了時の教育・研修費	○	
設備機器破損の復旧	地震, 台風, 落雷等の自然災害による設備機器破損の復旧費用	○	
	住民及び搬入業者に起因する設備機器破損の復旧費用	○	
	受託者の責めに起因する設備機器破損の復旧費用		○
	上記以外の設備機器破損の復旧費用	○	

4. 業務分担に関する負担

この契約において、委託者受託者が負うべき業務分担に関する負担は表4を適用する。

表4 業務分担に関する負担 (1/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
書類に関する 分担	全体運営計画書の作成・変更，報告		○
	全体運営計画書の確認，見直し・変更協議	○	○
	年間運営計画書の作成・変更，報告		○
	年間運営計画書の確認，見直し・変更協議	○	○
	全体修繕計画の作成・見直し・変更，報告		○
	全体修繕計画の確認，見直し・変更協議	○	○
	年間修繕計画の作成・見直し・変更，報告		○
	年間修繕計画の確認，見直し・変更協議	○	○
	緊急時対応計画書の作成・変更，報告		○
	緊急時対応計画書の確認，見直し・変更協議	○	○
	改善通告	○	
	改善計画の作成・報告		○
	改善計画の確認，見直し・変更協議	○	○
	再改善通告	○	
	再改善計画の作成，報告		○
	再改善計画の確認	○	
	請求する施設更新等の資料の作成・報告		○
	施設更新等の請求に対する見解書	○	
	モニタリングに係る必要な各種報告書類の作成・変更	○	
	モニタリングによる確認，確認完了通知	○	
	施設運営上で必要な各種報告書類の作成		○
	施設改良等に関する提案と資料作成，申請		○
	施設改良等に関する提案の確認，見解書	○	
	運転管理マニュアル，作業マニュアル，その他マニュアルの作成・変更		○
	委託料支払い停止・再開に関する通知	○	
	緊急事態における業務指示，命令文書	○	

表4 業務分担に関する負担 (2/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
書類に関する 分担	協議・打ち合わせ議事録の作成・記録		○
	協議・打ち合わせ議事録の確認	○	
	委託者による受託者への措置請求	○	
	受託者による委託者への措置請求		○
	委託者による受託者への措置請求に対する回答書		○
	受託者による委託者への措置請求に対する回答書	○	
	委託料の請求申請		○
	この契約の解除に関する通知	○	○
	その他この契約に関する協議・疑義等の請求	○	○
業務の実施	本件施設の運転監視及び操作の実施		○
	本件施設の計量及び料金徴収	○	
	許可ごみの受入に係る料金の請求及び徴収	○	
	本業務に直接関係ある本件施設内における環境測定・分析の実施		○
	本業務に直接関係しない環境測定・分析の実施	○	
	本件施設の巡回点検の実施		○
	本件施設の保守点検の実施		○
	処理に直接関係する施設の法定点検・検査及び自主点検・検査		○
	本件施設の電気保安管理業務		○
	計画修繕の実施	○	
	本件施設の保安管理の実施	○	○
	水槽、その他タンク・槽類の点検・清掃の実施		○
	浄化槽及び灯油タンクの日常点検・清掃の実施		○
	消防設備の日常点検		○
	搬入廃棄物の収集・運搬	○	
	焼却灰・飛灰等処理物の処分		○
	電力供給契約の締結	○	
	電気保安管理業務委託契約の締結		○
	本件施設の電力の管理・調達事務の実施	○	

表4 業務分担に関する負担 (3/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
業務の実施	本件施設の植栽管理（剪定枝等の処分）の実施	○	○
	本件施設内で使用する車両，重機に使用する燃料の調達	○	
	本件施設の薬品・上記以外の燃料の管理・調達の実施		○
	分析装置の維持管理に関する試薬，校正ガスその他消耗品の管理・調達の実施		○
	本件施設の設備機能維持に要する部品，その他消耗品類，資材，機材の管理・調達の実施		○
	本件施設の衛生管理に関する消耗品類，資材，機材の管理・調達の実施		○
	本件施設に関する図書類の保管管理		○
	運転，点検，修繕その他データの記録と保管		○
	薬品等の受け入れ立ち会いの実施		○
	施設見学の対応	○	○
	委託者の財産，備品等の管理・調達の実施	○	
	契約終了時の教育・研修の実施		○
	運営開始時及び契約終了時の既存施設の機能確認の実施	○	○
	この契約で受託者が必要とする労務・福利厚生，庶務，外注等に関する事務管理，その他必要な業務		○
	その他この契約で委託者が必要に応じて行う業務の実施	○	

別紙2：名瀬クリーンセンター検査・点検

表1 法定検査・点検一覧（参考）

検査・点検	実施頻度	担当区分	
		委託者	受託者
水質検査	月1回	○	
排ガス・ダイオキシン測定検査	ダイオキシン類：年1回 ばい煙量等：年6回 ごみ質分析：年4回 熱灼減量分析：年4回 作業環境：年2回		○
クレーン法定検査	2年に1回		○
計量器検定	2年に1回	○	
自家用電気工作物点検	月1回かつ年1回		○
自家用電気工作物精密点検	3年に1回		○
消防設備点検	年2回		○
地下タンク自主点検※1	① 週1回 または ② 月1回		○
地下タンク機密漏洩点検※1	① 3年に1回 または ② 年に1回		○
浄化槽法定検査	年1回		○
浄化槽保守点検（5人槽）	点検：月1回 清掃：6ヶ月に1回以上		○
浄化槽保守点検（30人槽）	点検：月1回 清掃：6ヶ月に1回以上		○

注記 ※1：地下タンク自主点検及び機密漏洩点検は同じ行頭番号のものを実施すること。

なお、現在は①自主点検 1回/週，機密漏洩点検 1回/3年を実施している。